

# 訪問介護 重要事項説明書

## 1. 事業者名

事業者名称	株式会社 アップル介護サービス
所在地	広島県三原市本町一丁目7番32号
連絡先	TEL 0848-36-5544 FAX 0848-36-5566

## 2. 事業所名

事業所名称	アップル介護サービス訪問介護事業所
事業所番号	広島県指定 3470901376
所在地	広島県三原市本町一丁目7番32号
連絡先	TEL 0848-36-5544 FAX 0848-36-5566
事業実施地域	三原市

## 3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	居宅において、要介護状態にある利用者に対し、適正な訪問介護を提供します。
運営方針	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ② 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 ③ 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。 ④ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 4. 従業者の業務内容・職員体制

職 種	業 務 内 容	職 員 体 制
管 理 者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。	正田 洋一
サービス提供責任者	事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画等の作成等を行う。	正田 信子 高下畑 雄志 佐々木 輝子
訪 問 介 護 員	訪問介護提供にあたる。 (サービス提供責任者)	15名以上

## 5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00 ～ 18:00
休業日	土・日・国民の休日 12月30日～1月3日

## 6. サービスの概要

### ①身体介護

- 起床介助・・・朝、起床及びこれに伴う着替えや整容の介助を行います。
- 就寝介助・・・夜、就寝の為の着替え、おむつ着用等の介助を行います。
- 排泄介助・・・おむつ交換、失禁の世話、採尿器や差込便器の介助、トイレやポータブルトイレへの誘導、移動介助又は見守りを行います。
- 衣服着脱介助・・・寝間着や日常着の着脱介助を行います。
- 整容介助・・・身繕いを整える事を介助します。整髪、爪切り等が含まれます。
- 清拭、洗髪・・・身体を清潔に保つ為、全身又は部分的に体を拭きます。洗髪、手浴、足浴など頭髪や手足を直接洗う事も含まれます。
- 入浴介助・・・浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を介助します。
- 食事介助・・・食事の介助で、全面介助、一部介助又は見守りを行います。配膳から後片付けまで含まれます。
- 体位交換・・・褥瘡の防止の為に、一日何回か体位交換をします。
- 通院等介助・・・通院、買物等の外出の際に付添います。利用者の身体状況によって、車椅子での移動や歩行の介助を行います。利用者以外の家族の通院はいたしません。家族の付き添いが必要な場合は同乗可能です。

### ②生活援助

- 調理・・・利用者の為の調理、配膳、後片付け、食品の管理を行います。利用者以外の家族等の食事の調理は含まれません。
- 洗濯・・・日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理等。
- 掃除、整理・・・家屋内の掃除、ごみ捨て、布団干し、日常生活用品等の整理整頓を行います。住居内の場合は、利用者が日常生活に使用している居室、台所、トイレ、風呂場等です。
- 買物・・・日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買物に伴う預り金は利用者の確認を得ます。
- 代理行為・・・病院等への薬の受取り、役所等への事務的な手続きを行います。(受取りの為の交通費は利用者の実費負担となります。) 預貯金の出し入れ、振込み、現金封筒等の扱いはいたしません。

## 7. 利用料金

基本単位数に介護職員処遇加算を加えて算定し、各々の負担割合によって個人負担額が算出されます。基本料金及び処遇加算は厚生労働省が改正・変更を行います。

介護職員処遇等改善加算（Ⅱ） 特定事業所加算（Ⅱ）

### その他の費用

#### ① 有償運賃

通院乗降、及び通院乗降を伴う身体介護に関する運賃は下記となります。

・ 自宅から目的地 2 km・・・500円

（以後 1 kmにつき 100円加算）

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を請求します。ただし、自動車を使用した場合は、路程 1 キロメートル当たり 20 円を実費として徴収する。

#### ② サービス提供にあたり、利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は、利用者の負担となります。

#### ③ 保険外サービスも承ります。費用はご相談ください。

※ 内容に変更があれば文書にて通知します。

## 8. キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。

ご利用の 24 時間前迄にご連絡いただいた場合	無 料
ご利用の 12 時間前迄にご連絡いただいた場合	当該基本料金の 50%
ご利用の 12 時間前迄にご連絡がなかった場合	当該基本料金の 100%

※お客様の容体の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

## 9. 利用者負担金、その他の費用の請求及び支払方法

#### ① 利用者負担金、その他の費用は、利用単価毎の料金を元に計算された月ごとの合計 金額により請求します。

#### ② 請求書は、利用明細を添えて、利用月の翌月に、利用者にお届けいたします。

#### ③ 利用者は当月の料金の合計額を翌月 25 日までに振込み、集金または自動引き落としの方法で支払います。

振込先	銀行名	広島銀行 三原支店
	口座番号	(普通) 3413923
	名 義	株式会社 アップル介護サービス

#### ④ 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

## 10. 利用者及びその家族に関する秘密の保持・個人情報の保護

#### ① 事業所及び事業者の使用するものは、サービス提供をするうえで知りえた利用者またはその家族に関する

秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

#### ② この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

#### ③ 事業者はあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者またはその家族に

関する個人情報を用いませぬ。

- ④ 事業者は利用者またはその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分する際にも、第三者に見られることを防止します。

### 1.1. 高齢者虐待防止

事業者は、ご契約者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

虐待防止責任者	管理者 正田 洋一
---------	-----------

### 1.2. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に緊急の事態が発生した場合には、予め指定された連絡先、主治医等に連絡します。

主治医	医療機関名	
	主治医氏名	
	連絡先	
緊急時	希望医療機関	
ご家族	氏名（続柄）	
	連絡先	
居宅支援	ケアマネージ	
事業所	連絡先	

### 1.3. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者お住まいの市町村、ご家族、居宅支援事業所・関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

### 1.4. サービス提供に関する相談苦情

- ① 当事業所に対する苦情やご相談に迅速かつ適切に対応するため以下の専用窓口で受け付けます。

窓 口	アップル介護サービス 訪問介護事業所	
受 付 時 間	月曜日から金曜日	
	9時から18時	
連 絡 先	TEL	0848-36-5544
	FAX	0848-36-5566
担 当 者	サービス提供責任者	正田 信子
第三者による評価の実施は行っていません。		

事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担 当		電 話
三原市	高齢者福祉課 介護保険係	0 8 4 8 - 6 7 - 6 2 4 0
広島県国民保険団体連合会、介護保険課		0 8 2 - 5 5 4 - 0 7 8 3

上記の内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令台 7 号）」第 8 条の規定の基づき、説明を行いました。

v

説明日 令和 年 月 日

説明者

職 名	氏 名

事業者

所 在 地	広島県三原市本町一丁目 7 番 32 号
事業者（法人）名	株式会社 アップル介護サービス
代 表 者 名	代表取締役 正 田 洋 一 <span style="float: right;">Ⓜ</span>
事 業 所 名	アップル介護サービス訪問介護事業所

上記の内容について説明を受けました。

利用者

住 所	
氏 名	

代理人又は立会人

住 所	
氏 名	

立会人とは、事業者と利用者のどちらにも属さないで、双方の意思を確認する第三者を言います。